

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、一般事務職業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、被災者は、精神障害の障害者として障害者雇用枠で雇用されていたところ、上司との関係、業務内容との経験・能力のギャップに悩んでいたという。被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅で縊死しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃と推定」、「直接死因：縊死」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の悪化及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 当審査会において、被災者の業務による心理的負荷となる出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 本件疾病の発病は、被災者が会社に採用される以前のことであり、本件疾病の発病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

イ 本件疾病の悪化の業務起因性については、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」(以下「特別な出来事」という。)に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に悪化したと認められる場合に限り、悪化した部分について業務上の疾病として取扱うものとされているところ、本件については、生死にかかわる等の業務上の病気やケガをしたなど心理的負荷が極度のものや1か月に160時間を超えるような時間外労働を行うなどの極度の長時間労働に従事したことなどのような出来事は確認できず、特別な出来事に該当する出来事は認められないことから、本件疾病の悪化を業務上の事由によるものと認めることはできない。

ウ 請求人は、「被災者は、平成〇年〇月〇日から本採用となったこと」、「被災者の〇J T担当として、『気が利かない、すなわち全ての物事にアンテナを張

れるタイプではない』性格の者を就かせたこと」等を挙げて、これらの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」、「上司とのトラブルがあった」にそれぞれ該当するもので、これらにより、被災者の病気は悪化し、自殺に至る原因となった旨主張しているが、上記イでみたように、精神障害の悪化が業務上の事由によるものとされるためには、単に強い心理的負荷となる業務による出来事では足りず、特別な出来事が必要とされるところ、請求人の主張する出来事は、その内容からみて、到底特別な出来事に該当するという事はできない。

エ なお、請求人は、被災者が障害者雇用枠での採用にもかかわらず、会社には障害者の受け入れ体制が整っておらず、また、障害者雇用枠であれば、正社員になりやすいとの被災者の期待にも応えないなどの会社側の障害者に対する配慮がなかったという事情も心理的負荷の評価に当たって考慮すべきである旨を主張するところ、当審査会としては、本件疾病の既往歴があるという被災者の複雑な事情については一定程度理解し得るものの、労災保険法上の業務上外認定の判断に際しては、被災者が雇用されるに至った事情や被災者に対する配慮の有無などがしんしゃくされるものではなく、あくまで当該傷病が業務に起因して悪化したか否かを当該業務による負荷との関係で問うものとしていることから請求人の主張を認容することはできない。

(3) 以上からすると、本件疾病の発病及びその悪化は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものと認めることはできない。

(4) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。